

第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

2024年問題に係る トラック運送業界の取組について

2024年12月25日



物流の2024年問題 全日本トラック協会の取組状況

①荷主企業・荷主団体等を対象としたセミナーにおける講演等

荷主企業や荷主団体が開催するセミナーにおいて協会役職員がトラック運送業界の働き方改革や物流の2024年問題について講演。また、都道府県トラック協会では荷主企業を対象とした物流セミナーを開催。

②物流の2024年問題解決に向けた実証事業等への支援

物流の2024年問題解決に向け、荷待ち時間や荷役作業等の改善や物流標準化に向けた取組みを推進するため、都道府県ト協もしくは会員事業者が荷主等と共同で実施する実証事業等への支援を実施。

③価格転嫁に向けた運賃交渉相談会の開催

価格転嫁ができない(あるいは引き上げができない)会員事業者を対象に、個別の事業者が抱える価格転嫁に関する課題の解消を図るため、都道府県トラック協会及び北海道地区トラック協会において、会員事業者とコンサルタントが1対1で実施する個別相談会を開催。令和6年12月現在、11協会で開催している。

④標準的運賃や改善基準告示に係るセミナーの開催

令和6年3月告示の標準的運賃活用セミナーや改善基準告示解説セミナーを都道府県トラック協会と全日本トラック協会の共催により開催。令和6年12月現在、標準的運賃活用セミナーは30協会、改善基準告示解説セミナーは20協会で開催している。

⑤ホームページを活用した啓発やパンフレット等の作成配布

公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

HOME > ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 トラック輸送業界の概要 会員の皆様へ ドライバーの皆様へ 一般の皆様へ 学生の皆様へ こどものページ

会員の皆様へ

HOME > 会員の皆様へ > 労働対策 > 2024年問題（働き方改革）特設ページ

2024年問題（働き方改革）特設ページ

取引環境・労働時間改善協議会 特設ページ（「約款改正」はこちら）

令和6年4月から適用 改正改善基準告示（厚生労働省特設ページ）

2024年問題（働き方改革）特設ページ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

物流の2024年問題

改正改善基準告示 関係法令・適達	改正改善基準告示 周知・啓発	改正改善基準告示 解説書	長時間の待機中に 関する情報メール窓口 （厚生労働省労働政策局）	厚労省啓発資料
働き方改革 実現に向けた アクションプラン	働き方改善関連法	働き方改善関係冊子・パンフレット等	同一労働同一賃金	働きやすい職場 認証制度
「ホワイト物流」 推進運動	荷主対策の高度化	トラック 予約受付システム	中継輸送	その他

トラックドライバーの働き方改革は進んでいますか？

時間外労働の上限規制

年960時間

の遵守をお願いします

令和6年4月からの月々の時間外労働の合計をチェックしてみましょう

1. トラック業界の働き方改革として、時間外労働の上限規制（年960時間）が令和6年4月からスタートしました。
2. 36協定について、令和6年4月からは労働時間を延長して労働させることができる時間を、年960時間を上限に設定する必要があります。
3. ドライバーの時間外労働をチェックした結果、年960時間を超過することが見込まれる場合には、業務の見直しや労主等に相談するなど対策を講じましょう。
4. あわせて、拘束時間、運転時間などについても、令和6年4月から適用されている改正された改善基準告示が遵守できているかチェックしましょう！

ドライバーの時間外労働の上限規制（年960時間）

- 違反すると6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金
- 改正された改善基準告示（拘束時間、休息期間等に違反しあり）
- 違反すると一労働者の適正な労働、運輸支店の行政処分（業務停止）

国土交通省 厚生労働省 JTA 全日本トラック協会

令和6年3月

トラック輸送の「標準的運賃」が改定されました

物流の2024年問題の解決に向けて

トラック輸送の「標準的運賃」にご理解・ご協力をお願いします

国土交通省 厚生労働省 JTA 全日本トラック協会

改訂

トラック輸送に係る標準的運賃の解説

—令和6年3月告示版—

国土交通省 JTA 全日本トラック協会

トラックドライバーの新しい労働時間規制が始まります！

年960時間の時間外労働上限規制と改正改善基準告示

時間外労働の上限規制（年960時間）に加えて1年、1か月、1日の拘束時間、休息期間等が厳しく規制されます！

長時間の待機が求められる場合は、労働基準監督署から待機等に対して「要請」が行われます！

改正改善基準告示とは？

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（改善基準告示）は、トラックドライバーの労働時間等の労働条件の向上を図るため、労働基準法で規定が厳しい拘束時間・休息期間・休息期間等の遵守を定めたもの（厚生労働省告示）です。

令和4年12月に改正され、令和6年4月から新しい告示が適用となり、遵守できないトラック運送事業者は罰金等の対象となります。

改正改善基準告示の対象は？

- 営業用トラック（緑ナンバー）運転者に加えて、自家用トラック（白ナンバー）運転者も改善基準告示の対象となります。
- 労働者に該当しない個人事業主は、直接、改善基準告示の対象ではありませんが、国土交通省が告示で定める基準により、実質的に改善基準告示の遵守が求められます。

緑ナンバー 白ナンバー 個人事業主

JTA 全日本トラック協会 国土交通省 厚生労働省

令和6年（2024年）4月から適用

トラック運転者の改善基準告示が変わります！

1. 改善基準告示とは？

- 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（改善基準告示）は、トラックドライバーの労働時間等の労働条件の向上を図るため、労働基準法で規定が厳しい拘束時間・休息期間・休息期間等の遵守を定めたもの（厚生労働省告示）です。
- 令和4年12月に改正され、令和6年4月から新しい告示が適用されます。

2. 改正の主なポイント（詳細は3ページ以降）

主な項目	主な内容
1年、1か月の拘束時間	1年 3,300時間以内 1か月 284時間以内
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超過は2回目までが目標）
1日の休息時間	連続11時間以上休むよう努めることとし、9時間以上休むこと
連続運転時間	4時間以内 運転の中断は、原則として休憩を有する（1日のうち休憩10分以上、合計30分以上） 70分以上の運転の中断は、30分以上連続しない

改正された告示や関係法令の解説は、厚生労働省ホームページをご覧ください

詳しい情報や相談窓口はこちら

JTA 全日本トラック協会 国土交通省 厚生労働省

解説

トラック運転者の改善基準告示

—2024年4月適用—

JTA 全日本トラック協会

⑥物流の2024年問題 アンケート調査の実施

会員事業者及び荷主企業に対し、物流の2024年問題への対応状況を把握するためのアンケート調査を実施。（P4以降を参照）

今後の対応

- ① 来年4月以降の改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法の施行に向け、荷主・物流事業者に対する規制的措置をはじめ、書面交付義務や実運送体制管理簿の義務化等、改正内容周知のためのリーフレットを国土交通省と連名で作成。また、様式やQ & Aなどを盛り込んだ改正内容の詳細を解説したパンフレットを作成する予定。(令和6年度内に作成予定)
- ② 国土交通省とともにトラック運送事業者等を対象としたブロック単位の説明会を開催。(令和6年度内に開催予定)
- ③ 都道府県トラック協会との共催による会員事業者を対象とした説明会を開催。(令和7年4月以降の開催予定)
- ④ 一般消費者や荷主、トラック運送事業者向けにインターネット広告を活用した広報を実施。(令和7年4月以降に実施予定)

⇒ 荷待ち時間・荷役作業の削減や適正な運賃・料金の収受、物流の生産性向上など、荷主・物流事業者間の商慣行の見直しを図られるよう、引き続き、関係省庁の連携によるご支援をお願いしたい。